

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成 19 年 5 月 18 日
選管告示第 2 号

目次

- 第 1 章 組織（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 会議（第 7 条—第 1 2 条）
- 第 3 章 委員長の職務権限（第 1 3 条・第 1 4 条）
- 第 4 章 事務局（第 1 5 条—第 1 7 条）
- 第 5 章 処務（第 1 8 条—第 2 1 条）

附則

第 1 章 組織

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 4 条の規定に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第 2 条 委員会における委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員会は、委員中に異議がないときは、第 1 項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所、氏名を告示しなければならない。

（委員長の任期）

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期とする。

2 委員長が委員を退職し、又は委員長の職を辞したときその他委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙は、その欠けるに至った日から 1 0 日以内に、これを行わなければならない。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員長及び委員等の退職)

第5条 委員長が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

2 委員が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長に提出しなければならない。補充員が退職しようとするときも、また同様とする。

(委員長及び委員の退職等の場合の告示)

第6条 委員長が退職したときは、委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 委員が退職したとき及び委員の欠員を補充したときは、委員長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第2章 会議

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する告知によりこれを行う。

2 前項の告知には、委員会招集日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員改選後最初に行われる委員会の招集は、事務局長がこれを行う。

(委員会招集の請求等)

第8条 法第188条の規定により、委員が委員会の招集を請求するときは、付議すべき議案を委員長に提出しなければならない。

2 委員会の開会中に臨時又は緊急を要する事件があるときは、委員長及び委員は直ちに、これを会議に付議することができる。

(欠席の届出)

第9条 委員会の会議(以下「会議」という。)に出席することができない事情がある委員は、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

(連合長等の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、広域連合長又は関係のある職員の会議への出席を求め、その説明を聴くものとする。

(会議録の調製)

第11条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び委員会において定めた委員1名が署名をしなければならない。

(会議の議事等)

第12条 法及びこの章に規定するもののほか、会議の開閉、議案の審査、議決等会議の議事に関しては、広域連合議会の会議の例による。

第3章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第13条 委員長の担当事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の議決を執行すること。
- (2) 委員会の議決すべき事件につき、その議案を提出すること。
- (3) 委員会に令達された予算の経理に関すること。
- (4) 公印及び書類の保管に関すること。
- (5) 書記その他の職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (6) その他委員会の庶務に関すること。

(専決処分)

第14条 委員会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局の設置)

第15条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 3 事務局長は書記長をもって充てる。

(職務)

第16条 事務局長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の命を受けて委員会の事務に従事する。

(服務等)

第17条 この章に規定するもののほか、事務局職員の服務及び事務の処理に関しては、広域連合長部局の職員の例による。

第5章 処務

(決裁及び専決)

第18条 起案文書は、すべて事務局長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。

ただし、軽易なものであって、委員長が指示したものについては、事務局長がこれを専決することを妨げない。

2 事務局長の専決できる事項は、栃木県後期高齢者医療広域連合決裁規程（栃木県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）に規定する課長の専決事項の例による。

3 前項の規定にかかわらず、専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認めるときは、委員長の指示を受けなければならない。

(告示の方法)

第19条 委員会及び委員長の告示は、栃木県後期高齢者医療広域連合公告式条例（栃木県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例による。

(公印)

第20条 委員会、委員長及び事務局長の公印の名称、ひな形番号、寸法、書体及び用途は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表2のとおりとする。

(準用)

第21条 前3条に定めるもののほか、文書の取扱い及び保存、公印の管理及び取扱い並びに財務については、広域連合長部局の例による。

附 則

この規程は、平成19年5月18日から施行する。

別表第1（第20条関係）

公印名	ひな形	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分
栃木県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会印	1	方24	てん書	選挙管理委員会名をも ってする文書
栃木県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会委員長之印	2	同	同	選挙管理委員会委員長 名をもってする文書
栃木県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会事務局長之印	3	方21	同	選挙管理委員会事務局 長名をもってする文書

別表第2（第20条関係）

1	2	3
栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 印	栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 之 印	栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 之 印